

(1) 情報公開事務

四條畷市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求が29件あり、そのうち全部開示が10件、部分開示が16件、非開示が3件であった。

請求のあった実施機関とその内訳は、四條畷市長に対するものが26件、四條畷市教育委員会教育長に対するものが3件であった。

主な請求内容は、次のとおりである。

決定内容	開示請求内容等
全部開示	四條畷市住居表示台帳(大阪府四條畷市中野新町1番から5番までの街区)
	平成28年度から平成30年度までの間における四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業に係る施設改善交付金の交付申請書、交付決定通知書及び決定に係る内訳書
部分開示	平成31年1月1日から令和元年6月30日までの住居表示受付簿及び住居表示台帳(住居表示受付簿に記載された氏名については、非開示とした。)
	商店街活性化に関する顧問弁護士との相談記録一式(顧問弁護士が業務で使用するメールアドレス、顧問弁護士の意見及び顧問弁護士の意見を推認し得る記載、職員が個人的に使用する携帯電話番号、特定の家屋の使用担当者及び管理責任者の氏名並びに請書に係る法人の印影については、非開示とした。)
	平成27年度に公募されたサン・アリーナ25(四條畷市立市民総合体育館)の指定管理者に選定された団体の事業計画書及び収支予算書(事業計画書及び主要株主・出資(出損)者氏名については、非開示とした。)
非開示	平成27年1月の新小学校等整備事業に係る対話打ち切り宣言を大和リースにはするが東亜建設工業にはしないと決定したことが分かる文書(文書不存在のため、非開示とした。)
	平成30年9月13日以降、保健センターが日本たばこ産業株式会社と接触した際に作成及び取得した文書(文書不存在のため、非開示とした。)

開示決定に対する審査請求が1件あり、審査請求内容及び裁決は、次のとおりである。

審査請求内容	裁決
四條畷市受動喫煙防止条例(原案)へのパブリック・コメントに提出に併せた意見交換(要約)に記載された日本たばこ産業株式会社の来訪者氏名及び役職を非開示とした部分開示決定処分に対する審査請求	棄却

(2) 個人情報保護事務

四條畷市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求が9件あり、そのうち全部開示が4件、部分開示が5件であった。また、請求は全て四條畷市長に対するものであった。

主な請求内容は、次のとおりである。

区分	請求内容等
全部開示	平成30年4月から開示請求日(令和元年5月10日)までの間におけるケース記録
部分開示	令和元年6月10日付け住民票の写し等交付申請書(担当者氏名、住所、部長名、従業員番号、顔写真及び運転免許証に係る情報及び法人の印影については、非開示とした。)

自己情報の訂正請求及び利用停止請求並びに開示決定に対する不服申立てはなかった。